令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 五所川原地区消防事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	– %
全職員	84.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

N. IMINI HAT	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	– %
本庁係長相当職	– %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	- %
31~35年	- %
26~30年	- %
21~25年	- %
16~20年	- %
11~15年	- %
6~10年	99.7%
1~5年	105.9 %

【説明欄】

- ※1 令和7年3月31日時点における任期の定めのない常勤職員のうち、女性職員の割合は2.8%であり、勤務年数10年以上の職員が7割を占めており、この層の職員は相対的に給与水準が低い傾向にあり、それが当該数値に影響を与えている。
- ※2 現時点では役職に相当する職員が存在しない。
- ※3 扶養手当は、世帯主である男性に支給されるケースが多く、受給者の 98%が男性となっている ため、この支給の偏りが主な要因となり、男女の給与格差を生じさせている。
- ※4 女性職員がいない、または女性職員が1名のため、特定の職員の給与が推測し得る項目については「一」と記載している。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。